

所得税の確定申告 お問い合わせは千葉西税務署 電話043-274-2111(代表) 〒262-8502 千葉市花見川区武石町1-520

確定申告が必要な人

各種所得の合計金額から基礎控除やその他の所得控除を差し引いた額で計算した税額から、配当控除や年末調整で住宅ローン控除などを差し引いて残額がある人は、確定申告が必要です。給与所得のある人で、次に該当する場合も申告してください。

- ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②1か所から給与をもらっている人で、各種の所得（給与所得、退職所得を除く）の合計金額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上からもらっていて、年末調整をしなかった給与の収入と、各種の所得（給与所得、退職所得を除く）の合計金額が20万円を超える人
- ④同族会社の役員などで、その会社から貸付金の利子、賃貸料、使用料などをもらっている人
- ⑤給与について、災害減税法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人

公的年金等に係る確定申告

公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、その他の所得の合計金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要です。ただし、外国の制度による年金は、申告不要制度の対象にならない場合があります。

必要なもの

- ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバー通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し
 - ③身分証明書（運転免許証、パスポートなど）
- のうち、①または②と③
※その他、申告により必要な書類は千葉西税務署へお問い合わせください。

申告書の数には限りがあります 便利なインターネットでの申告を

市役所、支所・連絡所で確定申告書を配布していますが、枚数に限りがあります。配布が終了した場合は、国税庁のホームページからダウンロードするか、千葉西税務署に直接お問い合わせください。また、毎年、申告には多くの人が来場し混雑します。インターネットでの申告が大変便利です。国税庁ホームページでは書式や手引きのダウンロードの他、次のことができます。

■確定申告書等作成コーナー

パソコンで確定申告書を作成できます。印刷して郵送または直接税務署にお持ちください。

■e-Tax（国税電子申告・納税システム）

国税に関する申告や納税などをインターネットから手続きすると、添付書類の提出を省略できます。詳しくはe-Taxホームページへ。

申告書は郵送で提出できます 送付先は千葉西税務署へ

千葉西税務署では作成済みの申告書を、郵送でも受け付けます。受け付け印が押された申告書の控えが必要な人は、記入済みの申告書の控え（2枚目）と、返信先を書き、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告会場

1. 千葉西税務署

2月13日(火)から

所得税、贈与税、消費税などの確定申告書作成の相談や申告書の配布、作成済みの申告書の受け付けを行います。

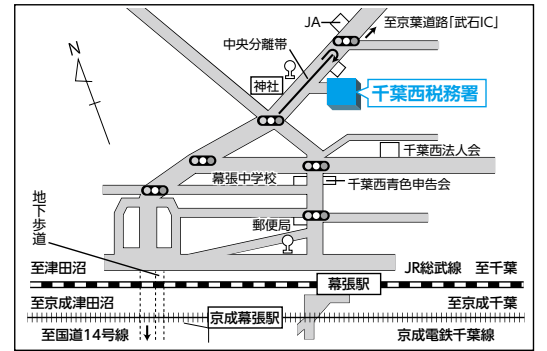
■日時 2月13日(火)～3月15日(木)（土曜・日曜日を除く。2月18日(日)・25日(日)は開場）

■受け付け 午前8時30分から。作成済みの書類の提出は午後5時まで。

■相談 午前9時～午後5時

【注意事項】

- ・千葉西税務署内の駐車場は台数に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。税務署以外への駐車や税務署前の道路での駐車待ちは、近隣住民の迷惑や交通の妨げとなるためご遠慮ください。



2. 市役所会場

2月16日(金)から

確定申告書作成の相談や作成済みの確定申告書の受け付けなどを行います。

■日時 2月16日(金)～3月15日(木)（土曜・日曜日を除く）

■受け付け 午前8時30分～午後4時 ※作成済みの書類の提出は午後5時まで。

■相談 午前8時30分～正午、午後1時～5時（各日先着150人程度）

■場所 市役所第2別館

【作成相談できる手続き】

- ・給与収入（特定支出控除の適用を受ける人を除く）
- ・公的年金収入

【注意事項】

- ・市役所でe-Taxによる申告はできません。
- ・申告書作成の相談は給与、公的年金収入のみの方が対象です。住宅ローン控除、雑損控除の適用を受ける人、給与、公的年金等以外の収入がある人は、千葉西税務署で申告してください。
- ・昨年は、本人が申告する場合もマイナンバーが確認できる書類の写しが必要でしたが、今年から原本があれば写しは不要になりました。

3. 税理士による無料申告相談

次の会場でも申告書作成の相談ができます。詳しくは千葉西税務署へ。

受付日時	会場
2月1日(木)・2日(金)午前9時30分～正午・午後1時～3時	勝田台文化センター (勝田台2-5-1)
2月8日(木)・9日(金)午前9時30分～正午・午後1時～3時	八千代台文化センター (八千代台西1-8)

【注意事項】

- ・小規模納税者の所得税・個人消費税や、年金受給者・給与所得者の所得税の申告書を作成して提出できます（土地、建物、株式などの譲渡所得がある場合や住宅ローン控除などを適用する場合を除く）。
- ・申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちになるか、郵送してください。
- ・会場に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

上記1～3の会場が混雑している時は、長時間お待たせする場合があります。受け付けを早めに締め切る場合があります。

集団資源回収にご協力をお願いします

市では、新聞、雑誌、ダンボール、古布、アルミ缶などの資源物の回収を行っている自治会やPTA、子ども会などの市民団体に対して、回収した資源物1kgにつき4円の奨励金を交付しています。資源回収を行うことでごみの減量とリサイクルの推進が図られ、団体にとっては奨励金を活動費の一部にすることが出来ます。詳しくは市ホームページが電話でクリーン推進課へ。

不法投棄通報受付専用電話

フリーダイヤル(ファクス兼用)
やちよし ゴミゼロ
0120-844-530

粗大ごみ受付専用電話

(収集依頼受付・要予約)
483-4506
平日9時～16時30分
(祝日を除く)

2月の資源物・ごみ収集日	コメ	該当地域	指定袋使用		資源物		コメ	該当地域	指定袋使用		資源物		◆お問い合わせは、クリーン推進課(483)1151または清掃センター(483)4521へ
			有害ごみ	燃	可	燃			缶	紙	有害ごみ	燃	
1	大和田(成田街道南側) 村上(3200・3300・3500番台の成田街道南側) 萱田町(成田街道南側) 大和田新田(県道幕張八千代線から東側) 高津(県道幕張八千代線から東側)	6(第1火) 20(第3火)	月・水・金	木	土	9	村上(成田街道北側で新川西側)、萱田町・萱田・大和田(成田街道北側から東葉高速線南側)、大和田新田(300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、ゆりのき台1・2丁目	1(第1木) 15(第3木)	月・水・金	火	土	◆お問い合わせは、クリーン推進課(483)1151または清掃センター(483)4521へ	
2	八千代台北	13(第2火) 27(第4火)	12日は収集あり	木	土	10	高津(県道幕張八千代線から西側)、高津東大和田新田(100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線より西側)	8(第2木) 22(第4木)	火	土			
3	八千代台西、八千代台南	6(第1火) 20(第3火)	12日は収集あり	木	土	11	高津団地 大和田新田(1～99番地の成田街道南側)	1(第1木) 15(第3木)	火	土			
4	八千代台東	13(第2火) 27(第4火)	12日は収集あり	木	土	12	大和田新田(900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側)、緑が丘2～4丁目、緑が丘西(東葉高速線南側)	8(第2木) 22(第4木)	火	土			
5	上高野	7(第1水) 21(第3水)	12日は収集あり	金	月	13	勝田台	2(第1金) 16(第3金)	火	水			
6	村上団地	14(第2水) 28(第4水)	12日は収集あり	金	月	14	勝田台南、勝田、ゆりのき台3～8丁目、麦丸、萱田町(500番台を除く東葉高速線北側) 萱田(東葉高速線北側)	9(第2金) 23(第4金)	火	水			
7	村上(新川の東側)、村上南、下市場、勝田台北	7(第1水) 21(第3水)	12日は収集あり	金	月	15	萱田町(500番台の東葉高速線北側)、大和田新田(東葉高速線北側)、吉橋、尾崎、緑が丘1・5丁目、緑が丘西(東葉高速線北側)	2(第1金) 16(第3金)	火	水			
8	神野、保品、下高野、米本、米本団地、堀ノ内	14(第2水) 28(第4水)	12日は収集あり	金	月	16	真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	9(第2金) 23(第4金)	火	水			